

# 建築確認手続き等の運用改善（第二弾）の概要について

国土交通省の関連HPアドレス → [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000036.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000036.html)

## 構造基準等の合理化

### ○鉄筋コンクリート造等の建築物等の構造基準の合理化

#### 【政令改正・告示改正】

構造耐力上の安全が確かめられれば鉄筋コンクリート造等の柱の小径基準等の仕様規定を適用しないこととする 等

### ○構造計算適合性判定の不要な建築物の範囲の拡大【告示改正】

応力を伝えない構造方法で接合された小規模建築物、膜構造建築物及び混構造建築物について、簡便な構造計算により安全性の確認が可能であることが専門家による技術的検討の結果明らかとなった範囲について、構造計算適合性判定の対象外とする

### ○その他の見直し【政令改正・告示改正】

構造耐力上の安全性を高度な計算により検証し大臣認定を受けた工作物に適用される仕様規定範囲の合理化等を措置する

## 建築確認・審査手続き等の合理化

### ○申請図書の合理化【省令改正】

データベースシステムや他の申請書類で確認可能な事項等に関し提出書類・記載事項を省略できるよう申請図書を簡素合理化  
(例：建築士データベースの閲覧等で確認可能な場合の建築士免許証の添付省略 等)

#### 改正前

確認申請の度に建築士免許証の提出が必要

※ 建築士の変更があった場合には、完了検査・中間検査の申請においても提出が必要

#### 改正後

建築主事等が提出を求める場合以外には提出を不要とする

**【効果】 建築士データベースの閲覧等により建築士の情報の確認ができる場合は提出不要**

### ○軽微な変更の対象の明確化【事例周知】

変更後の計画が基準に明らかに適合する場合に改めて確認を要しない「軽微な変更」の対象となる事例を周知し、計画変更に伴う手続きを合理化

### ○大臣認定制度の合理化【技術的助言】

- ・ 特殊な材料の仕様と個々の建築計画の安全性の検証等を別々でなく一体的に評価する旧第38条認定と同様の弾力的な運用の推進
- ・ 解析を再度行わなくとも安全性上支障がない変更認定の適用範囲の明確化等により認定手続きを合理化

### ○確認・適判に係る共同事前相談等の促進【技術的助言】

参入抑制的観点からの申請受付拒否や業務範囲の不当な制限の見直しなど適判機関の指定方法の改善、確認審査及び適判審査に係る共同事前相談の実施等により審査を円滑化

# 規制改革等の要請への対応について

## 規制改革等の要請への対応

○**建築基準法が適用される工作物からの太陽光発電設備等の除外【政令改正、告示制定】**  
電気事業法等他法令により十分な安全性が確保される場合に建築基準法が適用される工作物から除外する

○**建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の高さの算定の取扱いの明確化【技術的助言】**  
高さに算入しても建築基準関係規定に適合することとなる太陽光発電設備等の設置を円滑化する

○**建築物として扱わないコンテナ型データセンタの取扱いの明確化【技術的助言】**  
重大な障害発生時等以外人が立ち入らないなど建築物として取り扱わない要件を明確化し設置の円滑化を図る

○**老朽建築物の建替えに資する総合設計制度の運用改善【技術的助言】**  
老朽オフィス等からなる地区の状況を踏まえ、省エネビルへの建替え等の促進に資する総合設計制度の基準を設ける

○**水素スタンドの設置推進のための許可基準の策定【技術的助言】**  
水素スタンドについて、特定行政庁が行う例外許可の基準を周知し、設置の円滑化を図る

○**省エネ・新エネ設備の導入促進のための容積率等の緩和【技術的助言】**  
特定行政庁の許可による容積率緩和の対象となる新エネ、省エネ設備の明確化、屋外駐車場等に設ける太陽光パネルの対象化等を周知するとともに、手続きの円滑化を図る

○**マンション建替え円滑化法における最低住宅面積の緩和【省令改正】**  
マンション建替組合の設立認可の要件となっている再建マンションの最低住宅面積（現行50㎡等）について、認可権者である都道府県知事等が、地域の住宅事情に応じて緩和可能とする

○**木造耐火構造に関する性能評価試験の試験方法の一部見直し**  
事業者、学識者より意見を聞き、現在得られている知見の中では外壁の屋外側に関する現行の性能評価試験方法が妥当であるとの結論を得たため、見直しせず

○**風車の評価基準の妥当性の検討と大臣認定の審査に係る標準期間（実績）の周知等**  
事業者、学識者より意見を聞き、現在得られている知見の中では現行の評価基準が妥当であるとの結論を得たため、見直しせず  
また、高さ60mを超える風車の大臣認定の審査に係る標準期間（実績）の周知等を行う